

都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金）募集要項
（令和9年度（2027年度））

この募集要項は、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金）」（以下「本制度」という。）について、令和9年度（2027年度）の派遣学生の募集に関する要件や応募方法、支援内容等を定めたものです。

1 趣旨

教育委員会では、次代を担う若者の海外への挑戦を後押しし、東京ひいては日本の未来を切り拓く将来を担うグローバルリーダーを輩出することを目的に、都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程又は都立特別支援学校の高等部（以下「都立高校等」という。）を卒業し、海外大学に進学する者に対し、学修活動に必要な経費の支援等を行う海外大学進学支援制度を創設しました。

2 本制度の概要

本制度は、都立高校等を卒業した者で、学士の学位取得を目的として海外大学に進学し、当該大学等に在籍して学修（以下「留学」という。）する者に対し、学修活動に必要な経費の一部を支援します。

また、留学中及び留学後は、自身が留学で得た経験や成果を都立高校生等に対して発表する等、本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動に協力していただきます。

なお、本募集要項において、「派遣学生」とは、本制度により教育委員会から支援の決定を受けて海外大学に留学する者をいいます。

3 求める人物像

本制度では、次に掲げる3つの視点を持つ人物を派遣学生として支援します。

視点① 世界の最先端の環境で学ぶ高い目的意識と挑戦心

自らの興味・関心や問題意識を明確に持ち、その分野において世界トップレベルの教育・研究環境に身を置き、学びを深めたいという強い意欲とチャレンジ精神を有する人材

視点② グローバルリーダーとして東京・日本の未来を切り拓こうとする高い志

海外での学びで得た知識や経験を活かし、将来、グローバルリーダーとして東京ひいては日本の発展や国際的な競争力の向上に貢献したいという明確なビジョンと高い志を有する人材

視点③ 学びと経験を社会に還元し、次世代の挑戦を引き出す存在

海外での学びや挑戦のプロセス・成果を積極的に発信し、後に続く若者に新たな選択肢や挑戦のきっかけを示すなど、次世代のロールモデルとなることを意識して行動できる人材

4 支援予定人数

10名程度

5 支援対象となる留学計画

令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの間に留学を開始する計画が対象です。

(1) 対象となる大学

次のア、イに掲げる要件を満たす大学が対象です。

ア 学士の学位を授与できる諸外国・諸地域の大学(大学入学準備コースを提供する大学の付属機関やそれに準ずる教育機関を含む)であること

イ 応募時点において、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) タイムズ・ハイアー・エデュケーション(THE)又はクアクアレリ・シモンズ(QS)が直近に公表した世界大学ランキングにおいて、総合順位100位以内であること

【参考】

THE：<https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/latest/world-ranking>

QS：<https://www.topuniversities.com/world-university-rankings>

(イ) クアクアレリ・シモンズ(QS)が直近に公表した科目別世界大学ランキング(Music、Art and Design、Performing Arts、Sports-Related Subjects)において、順位が10位以内であること

【参考】<https://www.topuniversities.com/subject-rankings>

※ 留学先大学の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域の場合は対象外となります。ただし、レベル2の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、状況を確認したうえで支援を認めることがあります。

(2) 対象となる課程

ア 学士課程

(1)の大学における学士の学位を取得するための課程

※ 学士・修士一貫課程については、留学先大学から学士の学位が授与される場合に限り、学士の学位取得にかかる期間を支援の対象課程とします。

イ 大学入学準備コース

学士課程への入学に必要な準備を目的として、留学先大学の付属機関やそれに準ずる教育機関によって提供されるコース

※ 留学開始時に留学先大学における学士課程の「条件付」入学許可を得ており、日本の中等教育修了資格が留学先大学の学士課程入学条件を満たさない場合に限り、支援の対象外とします。

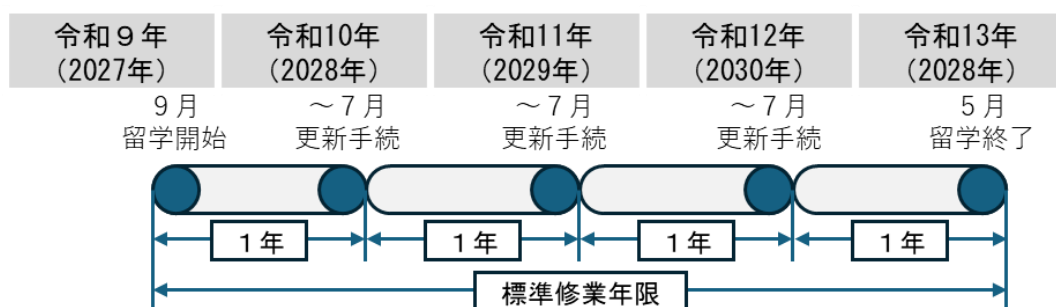
6 支援対象期間

原則通算4年間(履修状況等に応じて受給資格を毎年度更新)

標準修業年限(学士の学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間)を上限とします。

※ 更新に際して、必要な手続きは別途派遣学生にお知らせします。なお、要件を満たさなくなった場合、更新を行わない可能性があります。

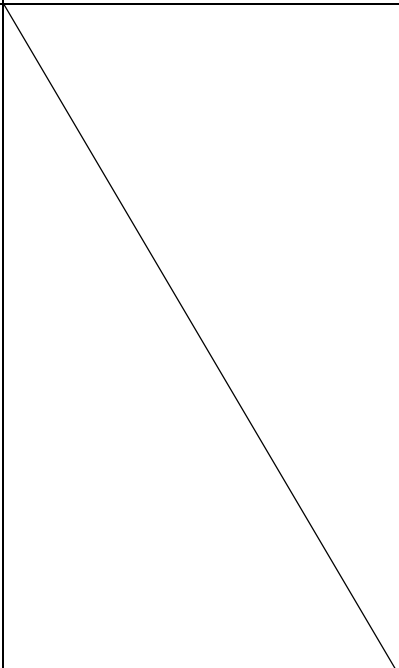
支援対象期間のイメージ〈9月に入学する場合〉



7 派遣学生の要件

次に掲げる要件を全て満たす者を支援の対象とします。応募時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で応募してください（別途、時点を指定している場合を除く）。

要件	応募時の提出書類
(1) 応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券（パスポート）の写し ※（3）の提出書類として本人の戸籍抄本を提出する場合は提出不要です。 ※旅券（パスポート）を持っていない場合は、本人の戸籍抄本を提出してください。
(2) 応募時において、都立高校等に在籍し翌年3月末までに卒業見込みの者、又は都立高校等を卒業後3年以内の者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業（見込み）証明書
(3) 本人及び生計維持者（原則として父母）が原則として、令和6年5月1日から応募時まで引き続き都内に住所を有している者 ※ 生計維持者が本人である場合を除き、生計維持者は、留学期間中にわたり、都内に住所を有している必要があります。 ※ 本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。 ※ 父母がいない場合は、代わって生計を維持している主な人が生計維持者となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び生計維持者の住民票（写し） ・（住民票上で本人と生計維持者の関係性が確認できない場合のみ）本人の戸籍抄本 ※生計維持者が父母以外（本人又は親族等）である場合は、生計維持者申告書（様式4）等の書類を追加で提出していただくことがあります。
(4) 応募時まで、国内外の高等教育機関（大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校の専門課程）及び大学入学準備コース（学士課程への入学に必要な準備を目的として、留学先大学の付属機関やそれに準ずる教育機関によって提供されるコース）等に在籍したことがない者	

要件	応募時の提出書類
<p>(5) 現に在籍し、又は卒業した都立高校等の長から推薦を得られ、留学開始日までに留学先大学の入学許可を自身で得ることができる者</p>	<p>・推薦状 ※在籍（又は卒業）都立高校等の教員に留学計画について十分に説明した上で、校長からの推薦状（様式7）を学校から提出するよう依頼してください。</p>
<p>(6) 応募時まで在籍した全ての高校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者</p>	<p>・調査書（高校入学から応募時点までの成績が分かるもの）</p>
<p>(7) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者 ※ 留学先大学が求める語学能力にかかわらず、下記基準を満たしていることが応募の条件です。</p> <p>① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者 応募時まで、TOEFL iBT (Internet-based Test) 80点以上、又は IELTS 6.0 (Academic Module Overall Band Score) 以上の得点を取得している者</p> <p>② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者 応募時まで、受験した主たる使用言語の語学能力試験の結果（総得点）が、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B2 レベル以上である者</p>	<p>・語学能力試験の公式スコアレポート等 ・語学能力試験が実施されていない言語の場合は、語学運用能力証明書（様式5） ※①又は②のいずれかの提出が必須です。</p>
<p>(8) 生計維持者の前年の区市町村民税に係る課税標準額（課税所得額）に6%を乗じて得た額から、区市町村民税の調整控除額を控除した額（以下「所得基準額」という。）の合計が1,085,760円以下である者</p>	<p>・生計維持者全員の令和7（2025）年分の所得証明書（区市町村発行のもの）</p>
<p>(9) 次のアからウのいずれにも該当する者</p> <p>ア 自らの興味・関心や問題意識を明確に持ち、その分野において世界トップレベルの教育・研究環境に身を置き、学びを深めたいという強い意欲とチャレンジ精神を有する者</p> <p>イ 海外での学びで得た知識や経験を活かし、将来、グローバルリーダーとして東京ひいては日本の発展や国際的な競争力の向上に貢献したいという明確なビジョンと高い志を有する者</p> <p>ウ 海外での学びや挑戦のプロセス・成果を積極的に発信し、後に続く若者に新たな選択肢や挑戦のきっかけを示すなど、次世代のロールモデルとなることを意識して行動できる者</p>	

要件	応募時の提出書類
(10) 次のアからオのいずれの活動にも参加・協力できる者 ア 本制度で実施する事前研修 イ 派遣学生同士のネットワーク ウ 事業広報活動 エ 後進へのサポート オ その他教育長が定める都政への還元に資する活動	
(11) 留学に必要なビザ（査証）を自身で得ることができる者	
(12) 留学中の本人に代わり、日本国内で、事務手続き等の連絡や安全確認等に対して、確実に対応できる連絡人を有する者 なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。 ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族（両親、祖父母、叔父・叔母等）又は親権者が国内連絡人として認めた者 ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者 ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者 ④ 日本語での事務手続きに対応できる者	・願書（様式1）に氏名・連絡先等を入力してください

8 支援の内容

(1) 支援対象経費

本制度における支援金の支援対象経費は以下のとおりです。

ア 授業料

※ 正規の授業を受講するために留学先大学から必ず請求される履修登録料等を含む学費を指します。

イ その他派遣学生が留学先大学より直接請求を受け支払う経費であって、留学に必要であると教育長が認める経費

※ 保険料や寮費、教材費、課外活動費、スポーツ施設料等の諸経費は除きます。

※ 必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。

※ 申請を行った経費について、教育長が支援の可否を判断します。

(2) 支援金額

ア 同一の支援対象期間（例：9月入学の場合、9月～翌8月）における支援金額（年次交付額）は、以下の計算により算定された額です。

$$\text{年次交付額} = \text{算定基礎額} \times \text{補助率}$$

↳ 当該支援対象期間における支援対象経費の合計額－※130万円

※ 130万円：国内私立大学年間授業料等相当額

イ 支援金の補助率及び同一の支援対象期間における交付上限額は、生計維持者の前年の所得基準額により異なります。

区分	生計維持者の前年の所得基準額*1の合計 (給与収入の目安*2)	補助率	交付上限額
区分1	304,200円以上 1,085,760円以下 (約910万円以上約2,195万円以下)	1/2	400万円
区分2	304,200円未満 (約910万円未満)	10/10	800万円

*1 以下の計算により算定された額

(区市町村民税に係る課税標準額) × 6% - (区市町村民税の調整控除額)

*2 世帯モデルとして、両親・高校生・中学生の4人家族で、親1人による給与所得を想定

ウ 同一の支援対象期間内において、留学先大学から授業料等の請求を受けたときの1回あたりの交付金額は、以下の計算により算定します。

支援対象期間における留学先大学からの請求回数	交付金額
1回	(A)、(B)のいずれか小さい方の額 (A) {(留学先大学から請求を受けた授業料等の額) - (130万円)} ×(補助率) (B) 交付決定額
2回以上	<最終請求以外> (A)、(B)のいずれか小さい方の額 (A) {(留学先大学から請求を受けた授業料等の額) - (130万円 ÷ 留学先大学への授業料等の支払予定回数※)} ×(補助率) (B) (交付決定額) - (支援対象期間における既交付額) <最終請求> (C)、(D)のいずれか小さい方の額 (C) {(留学先大学から請求を受けた授業料等の累計額) - 130万円} ×(補助率) - (支援対象期間における既交付額) (D) (交付決定額) - (支援対象期間における既交付額)

※ 130万円を支払予定回数で除して得た額に1万円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てることとする。

エ 外国通貨で請求される授業料等の額は、下記の表に基づき、国際通貨基金（IMF）が示す円換算率により日本円に換算します。なお、為替変動に伴い、支援金の追加支給や返納が発生する場合があります。

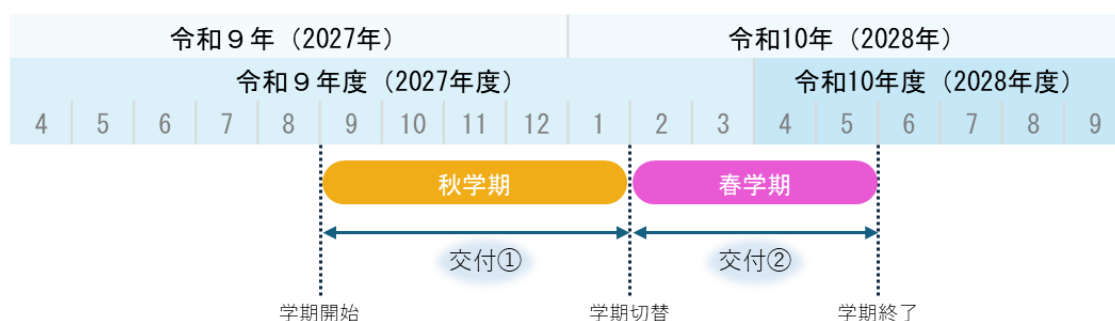
区分	時点
交付の申請	交付申請を行った日の前日
支援金の請求	請求を行った日の前日
実績報告	大学への支払完了日

【参考】 https://www.imf.org/external/np/fin/data/param_rms_mth.aspx

オ 他の奨学金等との併給は可能です。ただし、授業料等に充当される返済義務のない奨学金を受給する場合、算定基礎額から当該奨学金の額を控除します。

(3) 支援金額の例

<p>〈例：派遣学生が、授業料等を学期ごとに留学先大学から請求される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当区分：区分 1（補助率 1/2、交付上限額 400 万円） ・ 留学先国：米国 ・ 秋 学 期：2 万ドル、 令和 9 年（2027 年） 9 月～令和 10 年（2028 年） 1 月 ・ 春 学 期：2 万ドル、 令和 10 年（2028 年） 2 月～令和 10 年（2028 年） 5 月 ・ 円換算率：秋学期 159.5 円/1 ドル、春学期 160.5 円/1 ドル 	
---	--



交付① … $(20,000 \text{ ドル} \times 159.5 \text{ 円/ドル} - (130 \text{ 万円} \div 2)) \times 1/2 = 127 \text{ 万円}$

交付② … $\{(20,000 \text{ ドル} \times 159.5 \text{ 円/ドル} + 20,000 \text{ ドル} \times 160.5 \text{ 円/ドル}) - 130 \text{ 万円}\} \times 1/2 - 127 \text{ 万円} = 128 \text{ 万円}$

9 応募方法

本募集要項及び「応募マニュアル（令和 8 年 6 月下旬頃公開予定）」を熟読の上、応募してください。

応募は、専用フォームにより都立高校生等が願書その他必要な書類を提出するとともに、在籍（又は卒業）都立高校等から推薦状・調査書を提出してもらう必要があります。そのため、応募を希望する学生は、必ず在籍（又は卒業）都立高校等と相談の上、応募してください。在籍（又は卒業）都立高校等の推薦を受けずに応募することはできません。

(1) 専用フォーム

応募方法の詳細は「応募マニュアル（令和8年6月下旬頃公開予定）」を確認してください。

(2) スケジュール

応募の開始は、令和8年（2026年）7月1日（水曜日）です。スケジュールの詳細は、以下の表を確認してください。

応募開始時期	令和8年（2026年）7月1日（水曜日）
応募期限	8月19日（水曜日）
第一次審査（書面審査） 結果の通知	9月上旬予定
第二次審査（面接審査）	9月中旬予定 都が指定する1日
採否結果の通知 （派遣学生採用候補者決定）	10月上旬予定
派遣学生採用決定	留学先大学決定後、順次
派遣学生の手続	採用決定後に詳細を通知
壮行会 （原則参加）	令和9年（2027年）7月頃に東京で実施予定
事前研修 （参加必須）	都が指定するいずれか1日に参加
留学開始日	令和9年（2027年）4月1日（木曜日）から 令和10年（2028年）3月31日（金曜日）まで

※ 詳細は決定次第、派遣学生に通知します。また、派遣学生の留学開始時期の状況により一部の日程を変更する場合があります。その場合は決定次第、通知します。

(3) 応募書類

提出書類の記載言語に指示がある場合を除き、日本語で作成してください。

《応募者が作成又は準備（入手）するもの》

- ① 応募者の顔写真（JPEG形式）
- ② 願書（様式1）

※ 応募者が専用フォームに必要事項を入力する方法により提出してください。

- ③ 留学先大学等情報【第1希望～第4希望】（様式2-1～様式2-4）

※ 留学先大学における留学計画（専攻や取得予定学位等も含む）は第4希望まで記入できません。同じ留学先大学であっても、専攻や取得予定学位が異なる場合は、それぞれ別の留学計画として記入する必要があります。

- ※ 第1希望～第4希望以外にも希望がある場合、様式2-5～様式2-8に第5希望～第8希望を記入してください。採用後にやむを得ず第4希望までに進学できない場合、第5希望～第8希望に記入していた留学先大学における留学計画に限り、変更の審査（再審査）を認めることとします。ただし、第1希望～第8希望以外への変更を希望する場合は、第8希望まで全て記入していた場合に限り、変更先大学が明らかにそれら8校と同等又はそれ以上のレベルであることを条件に、留学計画の変更の審査（再審査）を認めることとします。
- ④ ③の根拠書類（様式2-1～様式2-4別添）
- ※ ③で記入した第5希望～第8希望の根拠書類は提出不要です。
- ⑤ エッセイ（様式3-1～様式3-4）
- 以下の4つのテーマについて、各400字以内で記述してください。
- I. あなたが志望大学での学びを通じて、将来実現したいこと
- II. (Iの実現に向け) あなたがこれまで取り組んできたこと
- III. 東京や日本に対して、あなたはどのような貢献ができるか
- IV. 都立高校等出身者のロールモデルとして、あなたはどのような貢献ができるか
- ⑥ 旅券（パスポート）の写し
- ※ 旅券（パスポート）を持っていない場合は、学生本人の戸籍抄本を提出してください。
- ※ 生計維持者が父母以外（本人又は親族等）である場合は、生計維持者申告書（様式4）等の書類を追加で提出していただくことがあります。
- ⑦ 令和8（2026）年7月1日以降発行の住民票
- ※ 生計維持者全員分が記載されているもの
- ⑧ 語学能力試験証明書
- ※ 別紙1「各語学能力試験のCEFRとの対照表」に記載されていない語学能力試験については、CEFRとの対照表を提出してください。
- ※ 次の場合は「語学運用能力証明書」（様式5）を提出してください。
- ・ 主たる使用言語について、CEFRと対照できる語学能力試験が全く存在していない場合
 - ・ 別紙1「各語学能力試験のCEFRとの対照表」に記載されていない語学能力試験で、CEFRとの対照表が存在していない場合
- ⑨ 令和7（2025）年分の所得証明書（区市町村発行のもの）
- ※ 父・母の両方の所得証明書を提出する必要があります。専業主婦（主夫）、無職無収入の場合も、それを証明する所得証明書を提出してください。
- ※ 父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者（以下、「その他家計支持者」という。）がいる場合は当該者も含めた全員分を提出してください。
- ⑩ （該当者のみ）令和7（2025）年分所得金額証明書・理由書（様式6）
- ※ ⑨（父・母・その他家計支持者の令和7（2025）年分の所得証明書）に関して発行されない（提出できない）やむを得ない事情がある場合又は提出する所得証明書には含まれない所得がある場合に提出してください。
- ⑪ コンクール・音楽賞での受賞、競技大会・コンテストでの表彰、資格等の実績を証する書類
- ※ 提出は任意とします。

≪応募者の在籍（又は卒業）都立高校等に作成や準備を依頼するもの≫

⑫ 卒業（見込み）証明書

※ 作成は在籍（又は卒業）都立高校等に依頼しますが、提出は応募者が行います。

⑬ 調査書【在籍（又は卒業）都立高校等から提出】

※ 高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合に限り「成績証明書」を提出してください。

⑭ 推薦状①（在籍（又は卒業）都立高校等の長）（様式7）【在籍（又は卒業）都立高校等から提出】

≪課外活動団体の指導者・主催者等に作成や準備を依頼するもの≫

⑮ 推薦状②（課外活動団体の指導者・主催者等）（様式8）

※ 留学先大学が5（1）イ（イ）に該当する場合は必ず提出してください。該当しない場合、提出は任意とします。

※ 作成は、課外活動団体の指導者・主催者等に依頼しますが、提出は応募者が行います。

（4）応募書類に関する注意事項

「応募マニュアル(令和8年6月下旬頃公開予定)」を確認の上、応募書類を提出してください。

ア 各書類（写し）を所定の台紙と併せて、①から⑫、⑮については応募者が専用フォームにより提出してください。⑬及び⑭については在籍（又は卒業）都立高校等から、下記提出先まで郵送により提出してください。

②～⑫のファイル名はそれぞれ指定があります。

<提出先>

（専用フォーム） <https://logoform.jp/form/tmgform/1584270>

※令和8年7月1日（水曜日）より入力可能

（郵送） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 14 階南
東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

イ 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

（5）応募書類の提出期間

令和8年（2026年）7月1日（水曜日）から8月19日（水曜日）まで

※ 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても応募書類は提出できません。

※ 提出された応募書類は返却されません。

※ 在籍（又は卒業）都立高校等からの推薦書・調査書の提出期限も、同じ締切です。

10 審査方法

（1）審査の流れ



(2) 第一次審査（書面審査）

応募書類に基づき、書面審査を実施します。

第一次審査（書面審査）の結果は、令和8年（2026年）9月上旬を目途に、応募者（全員）宛に郵送又は専用フォームにより通知します。

(3) 第二次審査（面接審査）

第一次審査（書面審査）の合格者に対してのみ、面接審査を実施します。

ア 面接日程

9月中旬を予定しており、都が指定する1日とします。

※ 面接の日時は書面審査の合格者宛に郵送又は専用フォームにより通知します。なお、面接日時の変更はできません。

イ 実施方法

対面形式にて実施する予定です。会場は東京都内とし、交通費は自己負担となります。

ウ 特別な配慮の希望

病気・負傷や障害等のために、面接試験受験時に特別な配慮を希望する場合は、早めにご連絡ください。ただし、希望する配慮の内容によっては、医師の診断書等、配慮の根拠となる資料が必要な場合及び対応できない場合がありますのでご了承ください。

(4) 採否結果

第二次審査（面接審査）の結果は、令和8年（2026年）10月上旬を目途に、面接受験者（全員）宛に郵送又は専用フォームにより通知します。

※ 審査に合格した方は、「派遣学生採用候補者」となります。その後、「11 派遣学生の採用決定」の手続きを経て、正式に派遣学生として採用を決定します。

※ 派遣学生採用候補者は、海外大学に提出する奨学金を受給することを証明する書類（奨学金受給証明書）の発行申請を行うことができます。

(5) その他

審査結果に関する問い合わせには応じかねます。

11 派遣学生の採用決定

派遣学生採用候補者となった方は、留学先大学への合格後、速やかに以下①～③の書類を提出する必要があります。審査を経て、正式に派遣学生として採用を決定します。

① 留学先大学が発行する入学許可書の写し

② 誓約書

③ 留学計画書

※ 採用決定の手続きを経なければ、本制度による支援を受けることはできません。

12 派遣学生の義務及び採用決定後の手続等

(1) 交付申請書類等の提出

派遣学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。

(2) 壮行会への参加（原則参加）

派遣学生を激励するとともに、派遣学生同士の交流を深めるため、留学開始前に壮行会を実施します。

壮行会には、既に留学を開始しているなど、特別な理由がない限り参加していただきます。詳細は採用決定後にご案内します。

(3) 事前研修への参加（必須）

派遣学生は、留学開始前に事前研修へ参加する必要があります。詳細は採用決定後にご案内します。なお、やむを得ない事情（病気や災害など）を除き、正当な理由なく事前研修を欠席した場合は、採用を取り消すことがあります。

(4) 留学期間中の書類提出（必須）

派遣学生は、以下ア～ウに定める書類を提出する必要があります。詳細は採用決定後にご案内します。

ア 支援金の請求に関する書類

- ・ 支援金概算払請求書
- ・ 授業料等を証する資料
- ・ 授業料等を証する資料の和訳
- ・ 支払金口座振替依頼書

イ 実績報告に関する書類

(ア) 【授業料等の支払後速やかに】

- ・ 支払報告書
- ・ 当該授業料等の支払を証明する書類（領収証その他これに類する書類）

(イ) 【毎学期の終了後1か月以内】

- ・ 留学成果報告書
- ・ 成績証明書

ウ 支援対象期間更新に関する書類【支援対象期間終了の2か月前まで】

- ・ 生計維持者が記載された住民票
- ・ 生計維持者の前年の所得が確認できる書類

エ 留学終了報告に関する書類【留学終了後1か月以内】

- ・ 学位記の写し
- ・ 上記イ（イ）の書類

(5) 広報活動等への参加

派遣学生は、以下ア～エの活動に参加してください。

ア 普及啓発活動

留学中及び留学終了後5年間において、自身が留学で得た経験や成果を都立高校生等に対して発表する等、本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動に協力してください。その際、教育委員会による派遣学生の氏名及び写真、出身高校名、留学先大学名の使用について同意してください。

イ 後進へのサポート

留学中において、教育委員会の求めに応じて、海外大学への進学を志す都立高校生等からの相談に応じ助言を行うなど、後進へのサポートに協力してください。

ウ アルムナイネットワークへの参加

留学中及び留学終了後5年間において、派遣学生（本制度による支援を受けた留学を終了した者を含む）のネットワークにおける活動に積極的に参加してください。

エ 派遣学生状況調査への協力

フォローアップの一環として、支援対象期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

(6) 誓約書の遵守

派遣学生は、誓約書に記載された事項を遵守してください。

13 応募の撤回

応募から派遣学生の採用決定までに、応募を撤回する場合には、速やかに応募撤回届（様式9）を提出してください。

14 留学計画の変更

派遣学生は、採用決定後、転学や専攻の変更を希望すること等により、留学計画の内容を変更しようとするときは、速やかに留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。なお、変更申請を行わずに留学計画を変更した場合には支援金の支給を終了し、それまでに支給した分の支援金の返納を求めることがあります。

※ 留学計画の変更が認められるのは、採用時の留学計画と同等の質を有していると判断した場合に限ります。

※ 審査の結果、変更が承認されない場合や、支援金の支給を終了する場合があります。

15 採用の取消し

教育委員会は、派遣学生が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められた場合、派遣学生としての採用を取り消し、既に支給している支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

(1) 「7 派遣学生の要件」のいずれかを満たさなくなった場合

(2) 留学計画に大幅な変更が生じた場合

※ ただし、審査により採用決定時の留学計画と同等の質を確保していると判断できる場合はこの限りではありません。

(3) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は留学先大学で懲戒処分を受けた場合

(4) 派遣学生の本制度に係る各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合

(5) 誓約書の誓約事項に反した場合

(6) その他、派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当でないと認められた場合

16 支給の休止

教育庁は、留学先の国又は地域の治安悪化、災害、感染症の流行その他の事情により、安全な留学の継続が困難であると認められる場合には、支援金の全部又は一部の支給を休止することがあります。

※ (例) 外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合。ただし、レベル2の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、状況を確認したうえで支援を認めることがあります。

17 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、国や教育委員会のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。

留学先の国又は地域の状況から安全な留学が困難（感染症を含む。）と認められる場合は、教育委員会が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。教育委員会の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、教育委員会は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先の国又は地域や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

【留学情報等照会先】

○ 独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学情報サイト」 URL：<https://ryugaku.jasso.go.jp/>

○ 東京都教育委員会

「海外大学等進学支援情報サイト」 URL：<https://global-edu.tokyo/>

【海外安全情報照会先】

- 外務省

「海外安全ホームページ」 URL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 外務省領事局領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

URL：https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

【在留届の提出】

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館（在外公館）に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

18 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的のため適正な範囲において、在籍（又は卒業）都立高校等、在外公館、行政機関等の関係機関に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

19 その他

この募集は、令和9年度予算の成立を前提に行うものです。支援内容は、東京都の予算の成立状況により変更になる可能性があります。

20 本制度についての照会先

東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎14階南側

E-mail: S0311301@section.metro.tokyo.jp

電話:03-5320-6866（平日午前9時から午後5時まで）

各語学能力試験の CEFR との対応表

言語	試験名	B2	C1	C2
フランス語	DELF・DALF	DELF B2	DALF C1	DALF C2
フランス語	TCF	400-499 (10-13/20)	500-599 (14-17/20)	600-699 (18-20/20)
ドイツ語	Goethe Institut, Goethe Zertifikat	B2	C1	C2
ドイツ語	Test DaF	TDN3, TDN4	TDN4, TDN5	-
ドイツ語	DSH	DSH1	DSH2	DSH3
ドイツ語	ÖSD	ÖSD Zertifikat B2	ÖSD Zertifikat C1	ÖSD Zertifikat C2
オランダ語	CNaVT	Educatief (STRT) - B2	Educatief Professioneel (EDUP) - C1	-
スペイン語	DELE	Nivel B2	Nivel C1	Nivel C2
スペイン語	SIELE	B2	C1	C2
イタリア語	CILS	CILS DUE-B2	CILS TRE-C1	CILS QUATTRO-C2
イタリア語	CELI	CELI3	CELI4	CELI5
イタリア語	PLIDA	PLIDA B2	PLIDA C1	PLIDA C2
ロシア語	ТРКИ	ТРКИ-II (B2)	ТРКИ-III (C1)	ТРКИ-IV (C2)
中国語	漢語水平考試 (HSK)	4級	5級	6級
中国語	華語文能力測驗 (TOCFL)	高階級	流利級	精通級
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4級	5級	6級